

# 緊急時の対応 早見表

令和5年度用 津田学園小学校

## 1. 異常気象による警報発令の場合

この場合の「警報」とは、気象庁より「三重県北部（北中部）地方」または「桑名市」に発令される **4種類**の「特別警報」（大雨・暴風・暴風雪・大雪）、および **3種類**の「警報」（暴風・暴風雪・大雪）のいずれかを指す。

その他の特別警報（波浪や高潮特別警報）および警報（大雨警報や洪水警報など）は該当しない。

警報の状況	6：30 現在 で警報が発令 されている場 合	6：30 以降に警報が発令された場合		
		自宅を出発する 前に発令	登校途中に発令	登校後に発令
授業の扱い	休校			発令以後の授業は中止
児童の動き	自宅待機	通常どおり登校する	授業を中止し直ちに帰宅する	
備考	その後、早い時間に警報が解除されても授業は行わない。	保護者が連れ帰ることが可能な場合は帰宅させる。	交通機関や道路の状況、気象の現状や予測などにより、帰宅に危険を伴うことが予想される場合は学校で待機させる場合もある。その際、保護者の迎えを依頼する場合がある。	

- ※ 以上の方法が基本となるので、気象に関する情報に十分留意して間違いのないように判断する。例外的な場合を除き、メール配信システムなどでの伝達はしない。
- ※ 児童の安全を第一に考え、交通機関や道路の状況、気象の現状や予測などにより上表の方法とは異なる措置をとる場合もある。その場合はメール配信システムなどを通して連絡する場合があるので、連絡の取りやすい体制を整える。
- ※ 各家庭においても、居住地域の気象や警報発令状況、また交通機関の現状などにより登校を見合わせる必要がある場合もあるので、安全第一で柔軟に判断する。

## 2. 地震の場合

大地震発生時		
	□□ 児童の動き □□	□□ 保護者の動き □□
登下校途中	スクールバス乗車中は運転手・添乗員の、公共交通機関などでは防災関係者や公共交通機関職員のそれぞれの指示・誘導に従い、安全な場所に一時避難する。（第一次避難） その後は保護者の迎えを待つ。	想定される避難場所に迎えに行き、子供の安全をいち早く確保するとともに、学校との連絡を密にとるよう努める。
在校時	教職員の指示・誘導に従い、安全な場所に避難し、保護者の迎えを待つ。	学校に迎えに来る。 （または代理人に依頼する。）
在宅中	登校を見合わせ、自宅待機する。	子供を管理下におく。

- ※ 子供の引き取り者は原則として親とする。やむを得ぬ事由で代理人が引き取る場合は、あらかじめ「児童引き渡しカード」に記載された代理人に限る。カードに記載する代理人にはその旨を事前に依頼しておく。

以上の方法を基本とするが、想定外の状況が発生した場合には臨機応変に対応する。

## 3. その他の緊急時の場合

学校近辺での凶悪事件やテロ行為、大規模な事故・災害など、児童の安全な通学や授業に支障をきたす恐れがある場合は、大地震発生時と同様の対応を基本とする。

メール配信システムなどを通して連絡する。

引き渡し代理人名 記入欄（「児童引き渡しカード」に記載した代理人を記入）

1		2		3		4		5	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--